　その１の(１)（診療施設の開設者の場合）

診療施設開設届出書診療施設開設届出書

年　　月　　日

　　北海道知事　様

法人にあっては、主たる事務所の所在地　（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

住　所

法人にあっては、その名称及び代表者氏名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

診療施設を開設したので、獣医療法第３条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　開設者の氏名及び住所（名称及び主たる事務所の所在地）

２　診療施設の名称

３　開設の場所

４　開設の年月日

５　診療施設の構造設備の概要等

（１）構造設備の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構造設備 | | 内　容 |
| ア　飼育動物の逸走を防止するために必要な設備（有・無） | | おり、ケージ、けい留設備、動物が自力で開閉できない構造の扉・窓、その他（　　　　　　　　） |
| イ　伝染性疾病にかかっている疑いのある飼育動物を収容する設備（有・無） | | 隔離収容設備（　　　　　　　　）、おり・ケージの間に間仕切り板を設置したもの、その他（　　　　　　　　） |
| ウ　消毒設備（有・無） | | 煮沸消毒器、滅菌手洗器、オートクレーブ、ガス滅菌器、噴霧器、散霧器、その他（　　　　　　　　） |
| エ　調剤設備（有・無） | |  |
|  | (ア)採光、照明及び換気（有・無） | 窓、照明、換気扇 |
| (イ)冷暗貯蔵設備　　　（有・無） | 冷蔵庫、その他（　　　　　　　　） |
| (ウ)調剤器具　　　　　（有・無） | 調剤台、はかり、薬匙、その他（　　　　　　　　） |
| オ　手術設備（有・無） | |  |
|  | (ア)内壁を覆う材質 | コンクリート、モルタル、タイル、その他（　　　　　　　　） |
| (イ)床を覆う材質 | コンクリート、モルタル、タイル、その他（　　　　　　　　） |
| (ウ)その他の清潔を保つことができる構造（有・無） | （　　　　　　　　） |

（２）主な器具及び機械の品目及び数量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 数量 | 品目 | 数量 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（３）平面図　別添のとおり

６　エックス線装置等の有無　有（別添のとおり）・無

７　診療施設の管理者の氏名及び住所

８　診療の業務を行う獣医師の氏名等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 登録年月日 | 登録番号 |
|  |  |  |

９　診療の業務の種類（診療の主たる対象）　産業動物、小動物、その他（　　　　　　　　）

10　定款（法人の場合に限る。）　　別添のとおり

11　診療規程及び診療費徴収規程の有無　　有（別添のとおり）・無

注１　**「１　開設者の氏名及び住所」**については、開設者が獣医師である場合は、氏名の前に「獣医師」と記入すること。

２　**「５　診療施設の構造設備の概要等」**については、次によること。

（１）**「（１）構造設備の概要」**については、アからオまでに掲げられた設備を設ける場合は、有に○を付け、内容のうち該当するものに○を付けること。

なお、「その他」の場合は、その内容を括弧内に記入すること。

（２）**「（３）平面図」**については、診療室、手術室、調剤室、エックス線診療室、待合室、入院室（ケージ等の施設を含む。）、薬品保管庫等の位置関係及び広さが確認できるものを添付すること。

３　**「６　エックス線装置等の有無」**については、獣医療法施行規則第１条第１項第６号に規定するエックス線装置、同項第７号に規定する診療用高エネルギー放射線発生装置、同項第８号に規定する診療用放射線照射装置、同項第９号に規定する診療用放射線照射器具、同項第10号に規定する放射性同位元素装備診療機器又は同項第11号に規定する診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素のいずれかの装置等を備えている場合は、有に○を付け、別紙１から別紙６までの該当する概要書を添付すること。

４　**「７　診療施設の管理者の氏名及び住所」**については、開設者が獣医師であって自らその診療施設を管理する場合は、「開設者」と記入すること。

５　**「８　診療の業務を行う獣医師の氏名等」**については、当該獣医師の獣医師免許証の写しを添付すること。

６　**「９　診療の業務の種類」**については、診療の主な対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずらその他の畜産業に係る飼育動物である場合は「産業動物」、犬、猫又は獣医師法施行令第２条各号に掲げる飼育動物である場合は「小動物」、それ以外である場合は「その他」に○を付けること。

なお、「その他」の場合は、対象を括弧内に記入すること。

７　**「11　診療規程及び診療費徴収規程の有無」**については、診療規程、診療費徴収規程その他これらに類する定めがある場合には、有に○を付け、当該規程等を添付すること。